

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和7年12月1日

広島市長 松井 一 實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
株式会社como	訪問看護ステーションcomocare	広島市中区住吉町20番17-504号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社プライマリ・ケア	あるケア福祉用具	広島市南区皆実町一丁目19番5号	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
株式会社プライマリ・ケア	あるケア福祉用具	広島市南区皆実町一丁目19番5号	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売